

# 尾張旭市産学公連携ガイドライン

～新たな価値を共に創る～

尾 張 旭 市

令和元年 1 2月

令和 3年 4月改定

## 目 次

|   |            |   |
|---|------------|---|
| 1 | 本ガイドラインの目的 | 1 |
| 2 | 産学公連携が目指す姿 | 2 |
| 3 | 産学公連携の基本姿勢 | 3 |
| 4 | 産学公連携の導入手順 | 3 |
| 5 | 産学公連携の手法   | 5 |

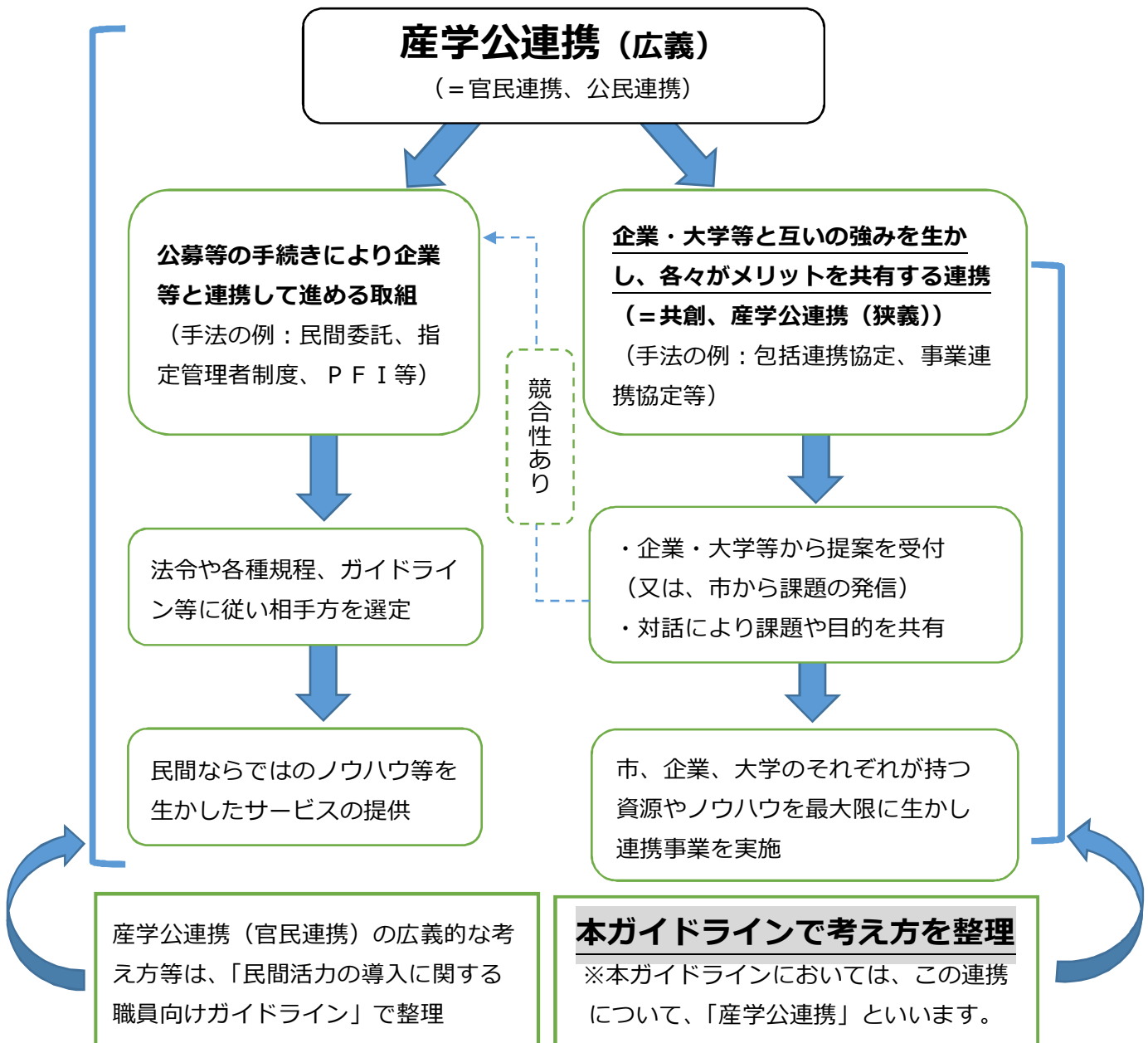
# 1 本ガイドラインの目的

本市では、企業や大学等との連携について、指定管理者制度や各種協定、イベントの協力など、多岐にわたる事業において既に実施がされています。

また、令和元年7月には、尾張旭市事務改善委員会により、「民間活力の導入に関する職員向けガイドライン」が作成され、民間との連携について、市職員の理解を深め、効果的に推進されるよう図られています。

本ガイドラインは、民間との連携のうち、企業や大学等と互いのニーズをカバーするため、ノウハウや技術等を持ち寄り新たな価値を創造し、各々がメリットを共有する連携の取組（＝「共創」の考え方に基づく連携）について、目指す姿や導入手順等を示し、周知・共有することで、より一層の適切な推進を図ろうとするものです。

【産学公連携の分類イメージ】



## 2 産学公連携が目指す姿

「共創」の考え方に基づく産学公連携においては、企業・大学等と市は、対等なパートナーとして、互いの強みを生かし、各々がメリットを共有できる関係を構築していきます。

|            | 強み（例）   | 連携によるメリット（例）   |
|------------|---|--|
| 企業<br>（産）  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業ブランド</li> <li>・独自の技術、ノウハウ</li> <li>・スピード感</li> <li>・資金力</li> </ul>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たなビジネスモデルの構築</li> <li>・新たな市場の創造</li> <li>・企業イメージの向上</li> </ul>                          |
| 大学等<br>（学） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的な人材</li> <li>・専門的な知識</li> <li>・専門的な研究設備</li> <li>・柔軟な発想力</li> </ul>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・知的財産の活用</li> <li>・人材の育成</li> <li>・研究成果の実証実験</li> <li>・大学等の認知度向上</li> </ul>               |
| 市<br>（公）   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民とのつながり</li> <li>・多岐にわたる業務分野</li> <li>・社会的な信頼性の高さ</li> <li>・多様な資源</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共サービスの向上</li> <li>・地域活性化、シティセールス</li> <li>・行政課題の解決</li> <li>・民間の視点を取り入れた事業展開</li> </ul> |

また、市は、公共サービスの向上、地域の活性化、行政課題の解決を目的として、連携に取り組みます。

【産学公連携の関係イメージ】



### 3 産学公連携の基本姿勢

---

(1) 対話

「共創」の考え方に基づく産学公連携においては、企業や大学等との対話を重視します。市と企業や大学等が対話を重ね、課題や目指す姿を正しく共有することが、産学公連携の第一歩となります。

(2) 公平性・透明性の確保

市は、ホームページ等で連携事業の提案を広く受け付けるとともに、連携事業の締結状況や成果等の情報を広く周知するなど、産学公連携の各段階において、公平性・透明性を確保します。

(3) 情報の取扱い

市は、企業や大学等のノウハウ、アイデア、技術等は、企業や大学等の重要な経営資源であることを認識し、知的財産として尊重し、保護すべき情報について協議の上、適切な情報管理を行います。

### 4 産学公連携の導入手順

---

「共創」の考え方に基づく産学公連携の基本的な導入手順は、以下のとおりです。

(1) 事業の提案

本市では、企業や大学等からの新たな提案や相談を、企画課が一元的に受け付け、担当部署との調整を行います。

ただし、担当部署が明確な場合等、企画課の調整が不要な場合には、担当部署が、企業や大学等からの提案を直接受け付けることもできます。

(2) 事業の調整

ア 企画課は、事業の内容を確認のうえ、担当部署に提案します。

イ 事業の提案を受けた担当部署は、連携事業として成立するかどうか検討します。

なお、検討に当たっては、①産学公連携に取り組む目的との整合性、②実現可能性及び効果、③競合性の有無、④財政負担の有無、などが重要な視点となります。

また、検討の結果、競合性のある事業と判断された場合は、公募等の手続きによる産学公連携（民間委託、指定管理等）に移行します。（P 1「産学公連携の分類イメージ」参照）

ウ 連携可能な事業については、実施に向けたスケジュールや手続きなどの調整を担当部署で進めます。ただし、事業が複数の部署にわたる連携や包括的な連携については、企画課が調整を進めます。

なお、連携事業については、協定を締結する場合としない場合がありますが、その考え方については、「5 産学公連携の手法」を参照してください。

また、実現困難と判断された提案については、企画課が理由を付して企業・大学等に回答します。

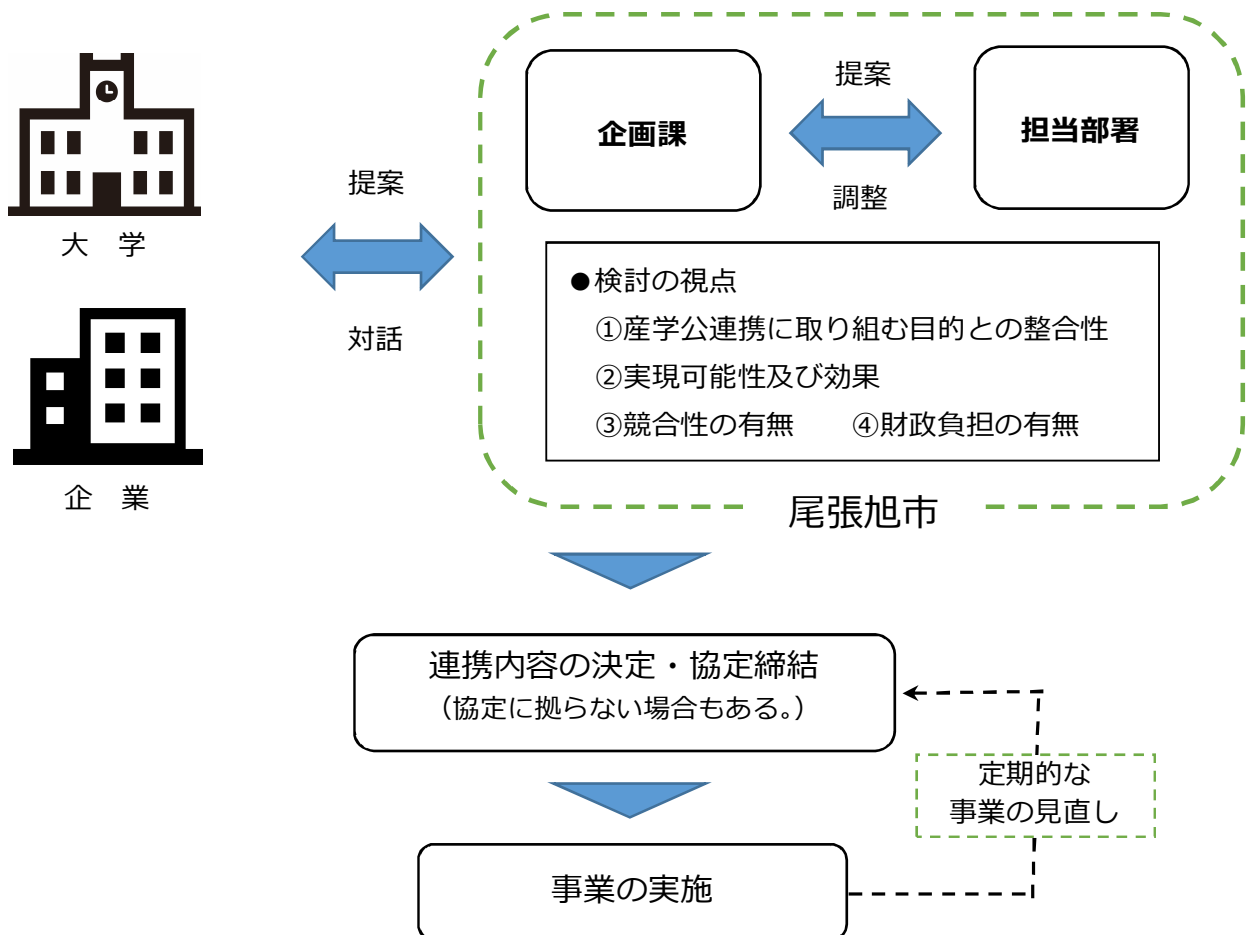
### (3) 事業の実施

企業や大学等と担当部署において、連携事業を具体化し実施します。

事業の実施に当たっては、「共創」の考え方に基づく産学公連携は、「特定の目的に向かって互いに協力する」という関係で進めるものであり、「当事者の一方がその業務を完成することを約し、相手はその結果に対して報酬を支払う」請負契約との違いに留意する必要があります。

なお、「共創」の考え方に基づく産学公連携においては、事業の実施に係る市の財政負担は、原則要しないことを想定していますが、連携各者が、それぞれ公平な負担を負うことによって、より精度の高い成果につながることを期待できる場合には、その都度連携先と協議し、必要最低限の経費を支出します。

【産学公連携実施のフロー図】



### (4) 事業の見直し

産学公連携は、常に時代に即した考え方のもと行われるべきであるため、適切な事業の継続や新たな連携につながるよう対話を重ね、適宜事業の見直しを行い、内容の改善に努めます。

特に、当初は競争性がなく、共創の考え方に基づき連携している事業であっても、その進捗

や時代の変化により、公募等の手続による連携に移行すべき場合も想定されるため、常に公平性・透明性を意識した事業の実施及び見直しが必要です。

なお、協定を締結した場合は、定期的な事業の見直しを行うため、協定の有効期間の上限を原則3年間としています。

## (5) その他

企画課は、企業や大学等からの提案の他、担当部署からの相談も随時受け付け、連携の円滑な推進に努めます。

## 5 産学公連携の手法

---

「共創」の考え方による産学公連携の手法には、連携協定に基づくものと協定に拠らないものがあります。

協定締結の有無については、各々の事業において判断することになりますが、連携協定を締結するメリットとしては、①連携を書面で約することで両者の合意形成が明確な形で残る、②協定の締結により事業実施の意思決定がしやすくなる、などがあります。

一方で、継続性のない事業等で、スピード感を優先する場合など、協定を結ばずに事業を実施している例もあります。しかしながら、協定を締結しない場合においても、連携先との対話を重ね、事業の目的や役割分担について明確にしておく必要があります。

なお、協定を締結する場合には、「尾張旭市産学公連携に関する協定締結要領」に沿って、締結前に確認する事項や協定書に記載する事項などに留意して締結事務を進めます。

### (1) 連携協定に基づく事業

#### ア 包括連携協定

市と企業や大学等との間で、健康増進、災害対策、まちづくりなど幅広い事業分野における連携を長期継続していくことを目的に協定を締結し、事業を実施します。

#### ■ 名古屋産業大学・名古屋経営短期大学との連携事業例

「包括的連携協力に関する協定」を締結し、公開講座の開催や市附属機関への参画のほか、共同研究の実施など、多岐にわたる分野で連携

#### ■ 大塚製薬株式会社との連携事業例

「健康づくり及び災害対策における連携協力協定」を締結し、熱中症予防や健康に関する分野のほか、災害対応の分野においても連携

#### ■ 株式会社イトーヨーカ堂及び株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの連携事業例

「地域活性化包括連携協定」を締結し、健康づくりや子育てに関する分野のほか、まちづくりの分野においても連携

また、イトーヨーカドー尾張旭店内に「あさぴー・ハトソンくん出合いの広場」を開設し、市の情報発信やイベントの開催会場として活用

## イ 事業連携協定

市と企業や大学等の間で、特定の事業分野における連携を長期継続していくことを目的に協定を締結し、事業を実施します。

### ■ 京都大学との連携事業例

「AED の活用促進を目的とした連携協力に関する協定」を締結し、本市の「いつでも AED が利用できる環境」を活用し、救命率の向上を図る分野で連携

### ■ 名古屋大学及び株式会社デンソーとの連携事業例

「ICT を活用したまちづくり及び災害対策における連携協力に関する協定」を締結し、ICT を活用した市民サービスの検討や、ポータルアプリの構築等の分野で連携（令和 2 年 1 0 月 1 8 日満了・更新なし）

### ■ 新聞販売店、金融機関、中部電力、東邦ガス、その他事業所との連携事業例

「市民生活に係る情報提供に関する協定」を締結し、高齢者や障がい者、子どもの異変、不審者、道路の異常等の情報提供による市民の生活環境と安全を守ることで連携

## (2) 連携協定に拠らない事業

市が実施する事業に、企業や大学等が協力します。

また、企業や大学等の事業やイベント等に対して、その内容が本市の魅力創出等につながるような公益的性質があれば、市が支援（共催・後援等の名義、その他の協力）します。

### ■ 名古屋学芸大学との連携事業例

市のシティプロモーション分野に、若者の柔軟な発想や大学の専門性、ノウハウを生かし、市の P R ポスター「すくすくのびのび 尾張旭」の制作に協力いただくなどの連携

### ■ 愛知県立旭野高等学校との連携事業例

若い世代の投票率が低い現状や投票制度のほか、投票の大切さなどを学んでもらうための、高校生に向けた選挙啓発に協力いただくなどの連携

### ■ 吉本興業株式会社との連携事業例

愛知県住みます芸人シンポジウム R に、市民祭での SDG s の啓発やイベント司会、啓発チラシの作成に協力いただくなどの連携